

投資信託をご購入されたお客様へ

投資信託

各郵送帳票の見方

投資信託をご購入されたお客様へ

この度は、北海道銀行で投資信託をご購入いただき誠にありがとうございます。
 今後は、お取引に応じた帳票を電子交付またはご郵送しますので、本資料をご参照のうえご確認願います。

【目次】

お取引に応じて作成される帳票	P 1
口座開設のご案内、非課税口座開設のご案内、定期・定額購入契約のご案内、運用報告書	P 2
取引報告書（ご購入・ご解約）	P3・P4
収益分配金のご案内、収益分配金再投資のご案内	P 5
収益分配金に関するご説明	P 6
取引残高報告書（お取引の明細と預り金の残高明細、お預り証券等の残高明細）	P 7
ご投資状況のお知らせ	P 8
特定口座譲渡損益額のお知らせ	P 9
特定口座年間取引報告書	P10
非課税口座内保管上場株式等払出通知書	P11

【お取引に応じて作成される帳票】

口座開設

・口座開設のお申込み 口座開設のご案内<P2>① ・非課税口座開設のお申込み 非課税口座開設のご案内<P2>①

ご購入

・一般コース（定時定額契約以外）のお申込み 取引報告書（ご購入）<P3>②

・定時定額契約のお申込み 定時・定額購入契約のご案内<P2>②
※個人のお客様の場合、毎月の購入時のご案内（取引報告書）は作成されません。

保有期間中

・収益分配金を受取った場合 収益分配金のご案内<P5>③

・収益分配金を再投資した場合 収益分配金再投資のご案内<P5>③

・お取引がなかった場合
（ご購入、ご解約、収益分配金のお受取等がなかったお客様）

運用報告書<P2>①
（決算後1カ月程度で作成）

取引残高報告書<P7>②
 ご投資状況のお知らせ<P8>②
（作成周期はP8をご参照下さい）

ご解約

・ご解約のお申込み 取引報告書（ご解約）<P3>②

・ご解約のお申込み 特定口座譲渡損益額のお知らせ<P9>②

取引残高報告書<P7>②
 ご投資状況のお知らせ<P8>②
（作成周期はP8をご参照下さい）

特定口座年間取引報告書<P10>④
（翌年1月末迄に作成）

※特定口座扱分の解約の場合は上記の取引報告書（ご解約）や取引残高報告書等に加えて右記の書類を作成します。

【交付方法】帳票名の末尾に記載した数字（①～④）に応じて以下のとおり交付します。

①	ご郵送します。
②	道銀ダイレクトサービスをお申込みの場合は電子交付となり、お申込みがない場合はご郵送します。
③	道銀ダイレクトサービスをお申込みの場合は電子交付となり、お申込みがない場合は一般口座扱のご契約の場合のみご郵送します。
④	ご郵送します。道銀ダイレクトサービスをお申込みの場合は電子交付も可能です。

※本資料は2020年3月現在施行されている税法等に基づき作成しております。なお、税法等が改正された場合は内容が変更となる場合があります。

口座開設のご案内・非課税口座開設のご案内

「口座開設のご案内」(下図)

投資信託口座の開設時に、口座開設されたことをご確認いただく書類です。

口座開設後速やかにご郵送します。

口座開設のご案内	
北海 太郎 様 このたびは、ご新規で口座開設のお申込をいただきまして、誠にありがとうございます。 お申込にもつぎ、下記口座番号で保護預り口座、または自動けいぞく投資口座を開設させていただきました。 弊行は、真心をこめたサービスにつとめてまいりますのでお気付きの点や、証券投資につきましては何なりとお申し付けいただき、末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。 まずは、とりあえずお礼かたがたご案内申し上げます。	
お客様の 取引店 - 口座番号：101 - 1011234567 特定口座：源泉徴収あり 口座開設日 20●●年●月●日	

「非課税口座開設のご案内」

非課税(NISA)口座の開設時に、口座開設されたことをご確認いただく書類です。

以下の場合のみ、口座開設後速やかにご郵送します。非課税口座開設(簡易開設)の場合は交付されません。

- 非課税口座開設(金融機関変更)の場合
 ⇒「少額投資非課税口座(NISA口座)開設のご案内」または「NISA非課税勘定設定のご案内」

定期・定額購入契約のご案内

定時定額購入(道銀積立投信ファンド・ミニ)

をご契約いただいた際、ご契約の内容をご確認いただく書類です。

契約申込後速やかに作成します。

北海 太郎 様			
定期・定額購入契約のご案内(登録)			
ご契約の内容(20●●年●月●日)			
取引店名	本店営業部	口座番号	1011234567
ファンド名称	○○○○○ファンド		
お買付金額	10,000円	NISA契約種別	NISA優先契約
ご購入開始月	20●●年●月	最終ご購入月	---年---月
お買付申込日	20日	休日の場合、翌営業日のご購入になります	
買増ご購入金額	1月	買増ご購入金額	2月
買増ご購入金額	4月	買増ご購入金額	5月
買増ご購入金額	6月	買増ご購入金額	9月
買増ご購入金額	7月	買増ご購入金額	8月
買増ご購入金額	10月	買増ご購入金額	11月
買増ご購入金額	12月	買増ご購入金額	1月

運用報告書

ファンドの決算内容についてご確認いただく書類です。

決算期間中の基準価額と市場の推移、運用経過と今後の運用方針、収益と費用等を記載しています。

年1回の決算のファンドは原則年1回、年2回以上決算のファンドは原則年2回、運用会社が作成し、決算日後、約1ヵ月を目処にご郵送します。

投資信託の「運用報告書」送付のご案内	
いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。 さて、ご投資いただいております下記投資信託が、このたび●月●日に決算日を迎えました。日頃よりのご愛顧に厚くお礼申し上げます。 つきましては、「運用報告書」(又は「運用状況のお知らせ」)をお届けいたしますので、何卒ご高覧いただきますようお願い申し上げます。	
ファンド名	○○○○○ファンド
口座番号	101 - 1011234567 - 001

取引報告書

お取引の明細をご確認いただく書類です。

ご購入の場合

取引報告書(投資信託)

取引店	口座番号	扱者	税区分
101	1011234567	001	****

北海 太郎 様

取引	ファンド名称	⑨精算金額合計 (円)
購入	○○○○○○○○○ファンド	1,000,000

精算金額合計 ⑨ = 各明細 ⑥ 合計 - ⑦ - ⑧

1 約定日(取引年月日)	20●●.11.25
2 精算日	20●●.11.26

●お取引の明細

うち非課税分 (円)	1万口当りの単価 (円)	取得単価 (円)	元本または個別元本 (円)	②手数料 (円)	④所得税 (円)	うち償還優遇利用金額 (円)	備考
		①約定金額 (単価 × 口数) (円)	課税対象金額 (円)	③消費税等 (消費税率10%) (円)	⑤住民税 (円)	⑥精算金額 (円)	
特定預り				6 29,041 7 2,904			
3 3,158,419	4 3,065	5 968,055				8 1,000,000	
◆以下余白◆							

●譲渡損益の明細

譲渡損益額 (円)	
⑦所得税(源/還) (円)	
⑧住民税(源/還) (円)	

募集/購入時の精算金額 ⑥ = ① + ② + ③ 解約/買取時の精算金額 ⑥ = ① - ② - ③ - ④ - ⑤
 ●譲渡損益の明細の所得税と住民税はプラスの場合に源泉徴収額、マイナスの場合は還付額を表します。
 お取引の明細に消費税が複数記載されている場合および未記載の場合は適格請求書としてご利用にはなりません。

ご解約の場合

取引報告書(投資信託)

取引店	口座番号	扱者	税区分
101	1011234567	001	申告分離

北海 太郎 様

取引	ファンド名称	⑨精算金額合計 (円)
解約	○○○○○○○○○ファンド	216,306

精算金額合計 ⑨ = 各明細 ⑥ 合計 - ⑦ - ⑧

1 約定日(取引年月日)	20●●.11.25
2 精算日	20●●.11.26

●お取引の明細

うち非課税分 (円)	1万口当りの単価 (円)	取得単価 (円)	元本または個別元本 (円)	②手数料 (円)	④所得税 (円)	うち償還優遇利用金額 (円)	備考
		①約定金額 (単価 × 口数) (円)	課税対象金額 (円)	③消費税等 (消費税率10%) (円)	⑤住民税 (円)	⑥精算金額 (円)	
特定預り				10 12,356 9 12,178			
3 100,000	4 23,995	5 239,950				8 239,950	源泉徴収あり
◆以下余白◆							

●譲渡損益の明細

譲渡損益額 (円)	
⑦所得税(源/還) (円)	116,390
⑧住民税(源/還) (円)	17,825
	5,819

募集/購入時の精算金額 ⑥ = ① + ② + ③ 解約/買取時の精算金額 ⑥ = ① - ② - ③ - ④ - ⑤
 ●譲渡損益の明細の所得税と住民税はプラスの場合に源泉徴収額、マイナスの場合は還付額を表します。
 お取引の明細に消費税が複数記載されている場合および未記載の場合は適格請求書としてご利用にはなりません。

※同一ファンドで口座区分が複数にまたがる解約の場合、取引報告書は口座区分ごとに作成します。

1 約定日

ご購入またはご解約の基準価額(※1)が確定する日です。
これにより、ご購入時には数量(3)が、ご解約時には約定金額(5)が決まります。

2 精算日

ご購入の場合はご購入代金を運用会社に受渡する日です。
ご解約の場合はお客様の指定預金口座に解約代金が振込まれる日です。

3 数量

ご購入の場合は今回取得した口数を表示し、ご解約の場合は解約した口数を表示します。
※口座区分が非課税(NISA)口座の場合は「NISA預り(成長投資枠)」または「NISA預り(つみたて投資枠)」など勘定種別ごとに表示、また一般口座の場合は空白(表示なし)、特定口座の場合は「特定預り」と表示します。

4 1万口当たりの単価

ご購入の場合は約定日の基準価額(※1)です。
ご解約の場合は約定日の基準価額から信託財産留保額(※2)を差し引いた額です。

5 約定金額

約定金額(5) = 単価(4) ÷ 10,000 × 数量(口数)(3)
※手数料は含んでおりません。

6 手数料(消費税率10%)

ご購入にあたっての手数料です。
手数料(6) = 約定金額(5) × 手数料率(※)
※手数料率はファンドにより異なります。
※口座区分が複数にまたがる購入となった場合、手数料は口座区分ごとに計算します。

7 消費税等

手数料(6)にかかる消費税です。
消費税等(7) = 手数料(6) × 10%

8 精算金額

ご購入の場合はご購入代金、ご解約の場合はご解約代金です。
※特定口座(源泉徴収あり)のファンドをご解約の場合はP9をご参照下さい。
精算金額(8) = 約定金額(5) + 手数料(6) + 消費税等(7)

9 元本または個別元本

P6の下段をご参照下さい。

10 取得単価

P7の取得単価(7)をご参照下さい。

※1 基準価額

ファンドに組み入れている株式や公社債等を時価で評価し、そこから運用に係る経費等を差し引いて算出した、1万口当たりの価額を言います。すなわち、純資産価値を示す価額であり、運用資産に含まれる株式等の価額変動により日々変動します。基準価額 = 純資産総額(時価評価した証券 + 利息 - 諸経費 - 未払金) ÷ 受益権総口数 × 10,000

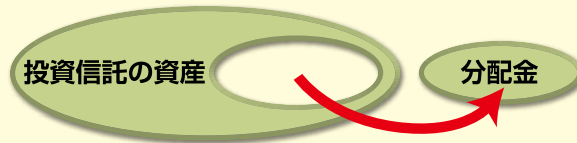
※2 信託財産留保額

投資信託の解約に伴って組入有価証券を売却する際のコスト(売買委託手数料等)を解約者の負担とする(残存受益者の負担としない)ために、解約代金から差し引く額をいいます。当該コストは、信託財産に繰り入れられるものであり、受益者間の公平を保つことを目的としているものです。

収益分配金に関するご説明

1 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



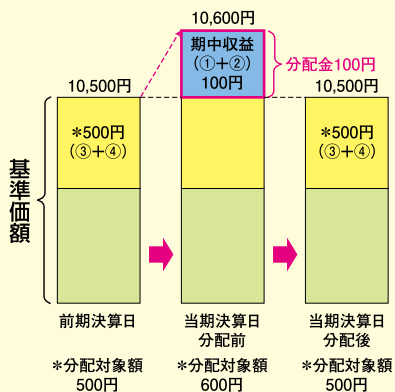
2 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

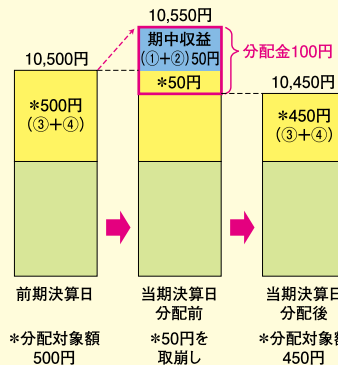
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



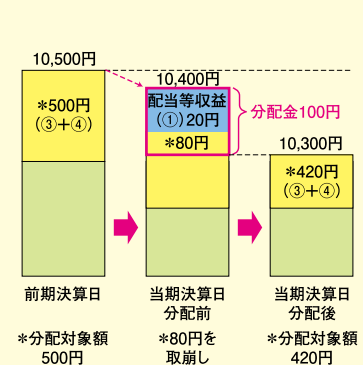
ケースB

〈前期決算から基準価額が上昇した場合〉



ケースC

〈前期決算から基準価額が下落した場合〉



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

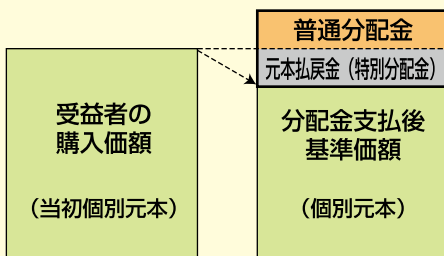
- ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

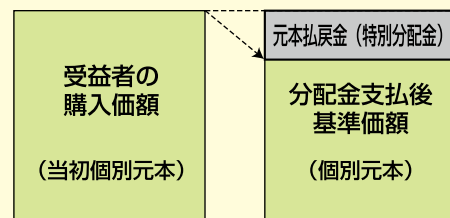
3 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)は、非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本(※)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※個別元本とは、個々のお客様がファンドを取得したときの基準価額であり、元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額がその後の個別元本となります。個別元本は税法上の元本であり、同一ファンドを複数回取得した場合、受益権口数で加重平均され算出されます。

ご報告期間中のお取引の明細と、作成基準日現在の残高明細を定期的にご報告する書類です。

※作成周期はP8の下段をご参照下さい。

北海 太郎 様
特定口座 源泉徴収あり

お取引の明細と預り金の残高明細

(お取引明細の記載対象期間は20●●年 7月 1日～20●●年 9月30日です)

【お取引の明細】

1 2 受渡日 約定日 区分	銘柄名等	3 4 数量/額面 単価 お受取金額	備考
7.13	ご入金 (※1)	10,000円	定期・定額
7.13	〇〇〇〇〇〇ファンド (累積投資)	3,643口	単価は10,000口当り
7.12	買	26,613円	10,000円 特定対象 定期買付 手数料等:305円
8.3 7.29	〇〇〇〇〇〇ファンド (累積投資)	42,015口 25,802円	単価は10,000口当り 特定対象
7.29	売	108,407円	
8.3	お引出し (※2)		108,407円

次ページあり

- 1 **約定日**
ご購入またはご解約の基準価額が確定する日です。これにより、ご購入時には数量(3)が、ご解約時には解約代金が決まります。
- 2 **区分**
ご購入、ご解約、収益分配金の別を表示しています。
- 3 **数量/額面**
ご購入、ご解約日時点でのお客様の購入、解約口数を表示しています。
- 4 **単価**
ご購入の場合は約定日の基準価額です。ご解約の場合は約定日の基準価額から信託財産留保額(P4をご参照下さい)を差し引いた額です。

※1 「ご入金」とは、ご購入代金を投資信託口座にお預かりしたことを意味します。
 ※2 「お引出し」とは、投資信託口座から指定預金口座へ入金したことを意味します。

5 **数量**
 帳票作成基準日のお客様の保有残高(口数)です。

6 **基準価額**
 帳票作成基準日の基準価額です。

7 **取得単価**
 お客様が保有されているファンドの買付価額に購入された際の手数料、消費税を加算した金額で、損益計算を行う場合に税額計算の基礎となる金額です。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均されます。元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、個別元本が調整されることに伴い、取得単価も修正されます。

$$\text{取得単価(7)} = \{ \text{個別元本(9)} \times \text{数量(5)} \div 10,000 + \text{手数料} + \text{消費税} \} \div \text{数量(5)} \times 10,000$$
 ※NISA(非課税)口座内のファンドを払出した場合の取得単価は払出日の基準価額となります。

8 **評価額**
 帳票作成基準日の時価評価額です。

$$\text{評価額(8)} = \text{数量(5)} \times \text{基準価額(6)} \div 10,000$$
 注)算出にあたり、信託財産留保額(P4をご参照下さい)は控除しておりません。

9 **個別元本**
 P6の下段をご参照下さい。

101-1234567 作成日 20●●年 9月30日
2頁
GETA

北海 太郎 様
特定口座 源泉徴収あり

受渡日 約定日 区分	銘柄名等	数量 単価 お受取金額	備考
9.22	△△△△△△ファンド (分配金受取コース)	450,000口	特定対象 配当受入
	収益分配	7,557円	
9.22	お引出し (※2)		7,557円
	お預り金	0円	

お預り証券等の残高明細

【投資信託等】

銘柄名 10 (預り区分) (決算日)	5 6 数量 基準価額 7 取得単価	8 9 評価額 個別元本	備考
△△△△△△ファンド (分配金受取コース) (3/6/9/12月15日)	450,000口 9,163円 9,895円	412,335円 9,667.00円	基準価額は10,000口当りです 特定対象: 450,000口 決算日は休日の関係で変動します

以上

10 **預り区分**
 口座区分が非課税(NISA)口座の場合は「NISA預り(成長投資枠)」または「NISA預り(つみたて投資枠)」など勘定種別ごとに表示、また一般口座の場合は空白(表示なし)、特定口座の場合は「特定預り」と表示します。

作成基準日現在の運用損益を定期的にご報告する書類です。
 ※取引残高報告書とともに作成します。

ご投資状況のお知らせ					作成日 20●●年 9月30日 1頁
取引店	口座番号	抜者	北海 太郎 様		1 作成基準日 20●● / 9/30
101	1011234567	025			
ファンド名称 ご投資期間 (コード)	2 ①時価評価額	3 ②ご投資額	4 ③お受取額	5 ④運用損益 (④=①-②+③)	
〇〇〇〇〇〇ファンド(累積投資) 20●●/ 8/10 ~ 20●●/ 8/ 3 (〇〇〇〇〇〇)	0円	120,000円	108,407円	-11,593円	
△△△△△△ファンド(分配金受取コース) 20●●/ 4/12 ~ (△△△△△△)	412,335円	496,894円	185,004円	100,445円	
合 計	412,335円	616,894円	293,411円	88,852円	
以下余白					

1 作成基準日

帳票の作成日です。

2 時価評価額

帳票作成基準日のファンドの時価評価額です。

時価評価額=お客様の保有口数×作成基準日の基準価額÷10,000

注)算出にあたり、信託財産留保額(P4をご参照下さい)は控除していません。

3 ご投資額

ご購入に際してお支払いをいただいた金額の合計です(お申込手数料、消費税を含みます)。

4 お受取額

解約・償還・分配金等により、ご投資期間中にお受け取りになった金額の合計です。

5 運用損益

作成基準日での損益です。

運用損益(5)=時価評価額(2)-ご投資額(3)+お受取額(4)

作成周期(「取引残高報告書」・「ご投資状況のお知らせ」)

<p>お取引があるお客様 (ご購入、ご解約、収益分配金のお受取等のお取引が、ご報告期間中の四半期に生じたお客様)</p>	<p>3月・6月・9月・12月の各月末基準で翌月初旬頃に作成します。 【例】5月1日にご購入された場合、「取引報告書」(ご購入)(P3)をご購入後速やかに作成します。また、6月末時点での「取引残高報告書」・「ご投資状況のお知らせ」を7月初旬頃に作成します。</p>
<p>お取引がないお客様 (上記以外のお客様)</p>	<p>前回の報告から1年後の月末基準で翌月初旬頃に作成します(1年に1度)。 【例】昨年の6月末時点における「取引残高報告書」・「ご投資状況のお知らせ」の作成後、それ以降のお取引がない場合は、今年の6月末時点における同帳票を7月初旬頃に作成します。</p>

特定口座をご利用の場合、ご解約の都度、「取引報告書」(上図)とは別に「特定口座譲渡損益のお知らせ」(下図)を作成します。

当行では年初からの譲渡損益の計算を行い、利益が生じる場合は源泉徴収させていただき、お客様に代わって納税いたします。また、源泉徴収過多の場合は還付金をご返金いたします。

解約代金(精算金額(1))は源泉徴収または還付前の金額でお客様の指定預金口座にご入金します。

源泉徴収額は同日付で同口座から引き落とし、還付額は同日付で同口座にご入金します。

源泉徴収と還付の仕組みについては、下段をご参照下さい

取引報告書(投資信託)									
取引店	口座番号	扱者	税区分						
101	1011234567	028	申告分離	北海 太郎 様					
取引	ファンド名称							⑨精算金額合計(円)	約定日(取引年月日)
解約	○○○○○○○○ファンド							216,306	20●●.11.24
								精算日	20●●.11.30
								精算金額合計(円) ⑨ = ⑥ - ⑦ - ⑧	
●お取引の明細							●譲渡損益の明細		
うち非課税分(円)	1万口当たりの単価(円)	取得単価(円)	元本または個別元本(円)	②手数料(円)	④所得税(円)	うち償還優遇利用金額(円)	備考		
数量(口数)	①約定金額(単価×口数)	課税対象金額(円)	③消費税等消費税率10%(円)	⑤住民税(円)	⑥精算金額(円)		⑦所得税(源/還)(円)	⑧住民税(源/還)(円)	
特定預り	2	100,000	23,995	3	12,356	12,178			
					239,950		1	239,950	源泉徴収あり
◆以下余白◆									
								116,390	17,825
								5,819	

特定口座 譲渡損益額のお知らせ				源泉徴収される場合の例 (A欄が「源泉徴収額」と表示されます)	
取引店	口座番号	基準日	ご精算日	北海 太郎 様	
損益通算口座	101 1011234567	20●●.11.24	20●●.11.30	特定口座：源泉徴収あり	
投資口座	101 1011234567				
債券口座	****				
****	*****				
今回お取引の譲渡損益額	④ 116,390	① 源泉徴収額	23,644	②(内訳) 所得税	17,825
				③(内訳) 住民税	5,819
				源泉徴収額 ① = ② + ③	
前回お取引までの年間損益額	⑤ 264,371	前回お取引までの年間源泉徴収額	53,706	前回お取引までの所得税徴収額	40,488
				前回お取引までの住民税徴収額	13,218
今回お取引後の年間損益額	⑥ 380,761	今回お取引後の年間源泉徴収額	77,350	今回お取引後の所得税徴収額	58,313
				今回お取引後の住民税徴収額	19,037
				(単位：円)	

今回お取引の譲渡損益額(4) = 精算金額(1) - 取得単価(3) × 数量(2) ÷ 10,000
(下線部は端数切り上げ)

【源泉徴収と還付の仕組み】

源泉徴収	今回お取引後の年間損益額(6) > 前回お取引までの年間損益額(5)の場合…A欄は「源泉徴収額」と表示されます。
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">今回お取引後の年間損益額(6)</div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">↑ 差額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">前回お取引までの年間損益額(5)</div> </div> <p>差額((6)-(5))×20.315%(所得税15.315%+住民税5%)が源泉徴収されます。</p>
還付	今回お取引後の年間損益額(6) ≤ 前回お取引までの年間損益額(5)の場合…A欄は「還付額」と表示されます。
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">今回お取引後の年間損益額(6)</div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">↓ 差額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">前回お取引までの年間損益額(5)</div> </div> <p>差額((5)-(6))×20.315%(所得税15.315%+住民税5%)が還付されます。 ※還付額は既に徴収した税額が限度となります。</p>

※「前回お取引までの年間損益額(5)」、「今回お取引後の年間損益額(6)」はいずれもゼロ以下である場合には、ゼロとして扱います。

特定口座内での1年間の譲渡所得等を記録した帳票です。

特定口座年間取引報告書は、特定口座を開設されたすべてのお客様に、年末基準で作成し、翌年1月末迄にご郵送します（特定口座を閉鎖された場合は翌月末迄にご郵送します）。

なお、特定口座でお取引がない場合はご郵送しません。

特定口座お取引等の明細のお知らせ				【源泉徴収の選択：有】
譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 譲渡による取入金額	取得価額 譲渡手数料等	
令和●●年11月 5日	○○○○○ファンド（累積投資コース）	206,922口 213,337円	242,470円 0円	
令和●●年11月 9日	△△△△△ファンド（自動けいぞく投資コース）	239,687口 286,929円	260,996円 0円	
配当等の交付状況				
交付年月日 支払確定日	種類 株式等の銘柄	数量 配当等の額	源泉徴収税額（所得税） 配当額額（住民税）	外国所得税 備考
令和●●年 8月11日 令和●●年 8月10日	オープン型証券投資信託 ○○○○○ファンド（累積投資コース）	192,094口 5,763円	0円 0円	（特別分配金）
令和●●年10月 1日 令和●●年 9月30日	オープン型証券投資信託 △△△△△ファンド（自動けいぞく投資コース）	223,125口 22,313円	3,417円 1,115円	

1 譲渡の対価の額
1年間に売却したファンドの受取額（税引き前）の合計です。

2 取得費及び譲渡に要した費用の額等
1年間に売却したファンドの取得価額（※）の合計です。
※取得価額＝数量（口数）×取得単価（P7参照）÷10,000

3 差引金額（譲渡所得等の金額）
差引金額（3）＝譲渡の対価の額（1）－取得費及び譲渡に要した費用の額等（2）
※マイナスの場合は損失額を表します。

4 配当等の額の合計
1年間の普通分配金にかかる課税対象金額（P5の9参照）の合計額です。
※元本払戻金（特別分配金）は含みません。

5 特別分配金の額の合計
1年間の元本払戻金（特別分配金）（P5の8参照）の金額です。

6 上場株式配当等控除額
1年間の通知外国税相当額等（P5の10参照）の合計額です。

7 譲渡損失の金額
譲渡損失が生じた場合表示されます（差引金額（3）<0の場合）。

8 納付税額（所得税・住民税）
9 1年間の譲渡損益と配当所得の合計に対する税額です。
なお、納付税額（所得税）は上場株式配当等控除額（6）を差し引いた金額になります。

10 還付税額（所得税・住民税）
11 1年間における損益通算の結果、還付される金額です。
※1月中旬に指定預金口座に振り込まれます。

令和●●年分 特定口座年間取引報告書		令和●●年12月31日	
税務署長 殿		フリガナ	ホウカイ タロウ
住所（居住）	札幌市中央区北●条西●丁目●●●	氏名	北海 太郎
前年度開出時の住所又は住所		生年月日	昭和40年3月3日
特定口座の種類		口座開設年月日	平成19年12月21日
譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等		源泉徴収税額（所得税）	0
譲渡区分		株式等譲渡所得額（住民税）	0
上場区分		外国所得税の額	0
特定信用分		①譲渡の対価の額（収入金額）	500,000
合計		②取得費及び譲渡に要した費用の額等	501,000
		③差引金額（譲渡所得等の金額）（①－②）	-1,000
		④	1,500,000
		⑤	501,000
		⑥	-1,000
配当等の額及び源泉徴収税額等		源泉徴収税額（所得税）	180
種類		配当等の額	配当額額（住民税）
①株式、出資又は基金			
②特定株式投資信託			
③投資信託又は特定受益証券発行信託（⑤、⑦及び⑧以外）		3,380	168
④オープン型証券投資信託			1,200
⑤外国株式又は外国投資信託等			336
⑥合計（①+②+③+④+⑤）		4	5
⑦		3,380	168
⑧		1,200	336
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			
㉑			
㉒			
㉓			
㉔			
㉕			
㉖			
㉗			
㉘			
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			
㊻			
㊼			
㊽			
㊾			
㊿			
所在地		札幌市中央区大通西4丁目1番地	
名称		株式会社 北海道銀行 本店営業部	
法人番号		3430001022658	
		（電話）011-261-7111	

譲渡損失があり（譲渡損失の金額（7）>0）、普通分配金を受取っている場合（配当等の額の合計（4）>0）、売却（譲渡）した年の翌年1月初旬に税金が還付されます。
※特定口座を閉鎖された場合は閉鎖後に還付されます。

所得税には、復興特別所得税を含みます。

非課税口座内保管上場株式等払出通知書

非課税(NISA)口座内の投資信託を特定口座または一般口座へ払出しされた際に作成します。

非課税口座内保管上場株式等払出通知書						
取引店	口座番号	扱者				
101	1011234567	001	北海 太郎 様			
非課税口座より払い出された非課税口座内保管上場株式等の明細 株式：株数、CB：千円単位、ETF：口数、公募株式投資信託：口数、新株予約権：個						
非課税口座からの払出事由(※1)	払出事由が発生した年月日	ファンドコード (公募株式投資信託の場合はISINコードを記録)	ファンド名称	株数(口数)	払出し時の時金額(※2)	備考
1	20●●/1/28	10001001 (JP90CKABU001)	○○○○○○○ファンド	1,428,572	1,285,715	特定口座への払出
			以下余白			

以上

【投資信託についての留意事項】

1. 投資信託に係るリスクについて

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取扱する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券（株式・債券・リート等）等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。
- 投資信託は組入れ資産の価格の下落（株式・債券等の価格の下落や金利の変動、その他商品固有の要因）により基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。
- 外貨建て資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。
- 北海道銀行は投資信託の募集・お申込等のお取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。
- 投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込にあたっては、必ず最新の「投資信託説明書（目論見書）」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。
- 「投資信託説明書（目論見書）」は北海道銀行の本・支店の窓口でお渡しいたします。

2. 投資信託に係る費用について

- お申込時に直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限**3.85%**（消費税込）
- ご換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限**1.2%**
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
 - ・信託報酬・・・上限**2.395%**（消費税込）
 - ・その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用がかかります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。（その他費用の金額は、保管期間などにより異なるため表示することができません。）

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、当行でお取扱する投資信託の費用のうち、最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、お申込の際は事前によく、目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。



商号等 株式会社北海道銀行
登録金融機関 北海道財務局長（登金）第1号
加入協会 日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会